(傍線部分は攻正部分)○昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号(構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件)の一部を改正する告示案新旧対照表

农 旧殊	
-------------	---------

力を汝のとおり定め、昭和六十一年六月一日から施行する。規定に基づき、構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十四条の

掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。構内無線局に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、次に

(盤)

二 移動体識別(設備規則第二十四条第十四項に規定するものをいう。)用

電波の型式	周波数	空中線電力
(盤)	大玉団・二 WH	(盤)
(盤)	(盤)	(盤)

力を炊のとおり定め、昭和六十一年六月一日から施行する。 規定に基づき、構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十四条の

掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。構内無線局に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、次に

((()

二 移動体織別(設備規則第二十四条第十四項に規定するものをいう。)用

電波の型式	周汝教	空中線電力
(盤)	AH二 MH	(盤)
(盤)	(盤)	(智)